

STAY WORKER

日本で働くを、もっと身近に!



外国人材の雇用と一緒に考えませんか

採用から就労後の雇用定着支援まで

全てお任せください

INTRODUCTION

新たな
外国人受け入れ
制度とは？

外国人材の
採用にお悩み
ありませんか？

在留資格「特定技能」が創設、 2019年4月1日からスタートしました

深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる制度がスタートしました。

外国人材の雇用につわる 不安や課題を解決いたします！

当社は外国人のアルバイト(留学生)から正社員(特定技能、技術・人文知識・国際業務、46号特定活動、その他)までの幅広い外国人材の採用から、その雇用定着支援まで貴社の外国人雇用をトータルサポートいたします。

特定技能1号

特定産業分野(14業種)*に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間: 上限5年 [4ヵ月、6ヵ月、又は1年ごとの更新]
- 技能水準: 試験等で確認 [技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除]
- 日本語能力水準: 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 [技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除]
- 家族の帯同: 基本的には認められない
- 受け入れ機関又は登録支援機関による支援実施義務の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能1号及び2号は、特定産業分野に属する技能を要する業務に従事する在留資格です。特定技能2号は1号よりさらに熟練した技能を有し、在留期間に制限は無く、家族の帯同が認められ、支援実施義務の対象から除外されます

*特定産業分野

介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

外国人雇用における課題

課題 1

不法在留者や不法就労者を雇用してしまったら、
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科される!

在留資格カードや学生証などの偽造や、改ざんは目検では見分けがつかないため採用選考時の不法在留者や不法就労者の雇用のリスクがあります。

P3

で解決!

課題 2

面接時に、人物的信頼度を判断できない!

日本語が未熟な外国人だと、その人の人柄や性格等が把握し難いので採用判断時に不安が残ります。

P3

で解決!

課題 3

早期退職されると機会損失!

日本企業の就業経験が乏しい外国人だと仕事や環境に慣れる前に早期退職してしまうケースが多いため機会損失になります。

P3

で解決!

課題 4

雇用時に必要な行政申請書類や報告手続きが煩雑!

特定技能外国人を雇用する際は、1人につき70種類もの書類を届出しなければならず、雇用後も必要となる行政への報告業務が煩雑で、不安があります。

P4

で解決!

課題 5

雇用しても会社や日本の生活に馴染めるか不安!

特定技能外国人を雇用する場合は外国人支援と支援実施報告が義務化されています。これらの支援業務を自社で行い、且つ行政への報告義務も大変です。

P5-6

で解決!



1 外国人材紹介サービス

課題1

不法在留者や不法就労者を雇用してしまったら罰金もしくは懲役が科せられる!



出入国在留管理庁データベースによる照合確認と学校(留学生)への直接在籍確認!

当社では在留資格カードと出入国在留管理庁データベースによる照合確認や学生証と学校への直接在籍確認(留学生の場合)を行い、目検だけでは防げない不法在留者や不法就労者の雇用リスクを回避いたします。

課題2

面接時に、人物的信頼度が判断できない!



同国出身者により事前面談をいたします!

当社での事前面談は、その外国人と同じ国出身のスタッフもしくはその外国人の母国語で行います。日本人が面談するよりも人物的信頼度を把握し易いため、信頼性に欠ける候補者のご紹介はいたしません。

課題3

早期退職されると機会損失!



採用後、母国語による就業状況の確認をいたします!

当社では就労後の外国人に対し、母国語で週1~2回程度就業状況について確認し、その内容によっては雇用側にレポートすることにより、就労外国人と雇用側とのミスコミュニケーションの防止を図ります。(就労開始後約1ヵ月間)

スキルだけじゃない、人柄まで把握し適切な人材をご紹介します

貴社の違法雇用のリスク回避はもちろん、当社では外国人の母国語による事前面談を行うため、当該外国人のスキルだけではなく人柄や性格を把握した上で貴社に候補者(アルバイト<留学生>、正社員<特定技能、技術・人文知識・国際業務、46号特定活動、その他>)を推薦いたします。

その他外国人材紹介サービスのポイント

外国人に特化した人材サービス



当社は外国人のアルバイトから特定技能、正社員の雇用まで「外国人を雇用する企業」と「日本で働きたい外国人」をお繋ぎいたします。

企業面接同席



ご希望により、面接時に外国人スタッフが同席させていただき、ご紹介する外国人求職者と企業様のコミュニケーションの補助として対話の無料サポートをいたします。

早期退職時返金制度



入社後30日以内に本人都合により退職した場合は、ご紹介手数料の100%をご返金いたします。

2 特定技能受入機関申請取次サービス

課題4

雇用時に必要な行政申請書類や報告手続きが煩雑!



面倒な特定技能外国人受入申請取次を承ります!

当社が「登録支援機関」として、出入国在留管理庁へ各種書類の申請取次を承ります。
 ※特定技能外国人を雇用する際は、1名毎に出入国在留管理庁へ在留資格に関する手続きが必要となります
 ※特定技能支援委託契約企業のみ承ります

外国人の受入機関申請は大変複雑です STAYWORKERにお任せください!

受入機関(特定技能外国人雇用)の届出書類一覧

- 1 在留資格認定証明書交付申請書/
在留資格変更許可申請書
- 2 特定技能所属機関の概要書
- 3 登記事項証明書 / 住民票(個人事業主)
- 4 役員の住民票
- 5 決算書(直近2年度)
- 6 特定技能所属機関に関する労働保険資料
- 7 特定技能所属機関に関する社会保険資料
- 8 特定技能所属機関に関する納税資料(納税証明書等)
- 9 特定技能雇用契約書と雇用条件書
- 10 特定技能雇用契約に関する重要事項説明書
- 11 特定技能外国人の報酬額が日本人従事者の報酬額と同等以上である説明書
- 12 入国前に仲介業者等に払った費用等を明確にする文章
- 13 技能試験合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書
- 14 日本語能力試験合格証明書 /
国際交流基金日本語基礎テスト結果通知書
- 15 特定技能外国人の健康診断書
- 16 特定技能外国人支援計画書
- 17 特定技能外国人支援委託契約書(登録支援機関に委託の場合)
- 18 支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に関する誓約書(自ら支援の場合)
- 19 支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に関する誓約書(自ら支援の場合)

※ 他全70種(法務省HP2019年3月)



3 特定技能支援実施業務委託サービス(全国対応)

課題5

雇用しても
会社や日本の生活に
馴染めるか不安!

特定技能外国人採用後の雇用定着から生活支援まで
全て**STAYWORKER**にお任せください!

義務化された特定技能外国人の支援はすべて当社にお任せください。
支援実施業務から行政への支援実施報告書の届出業務^{※1}を当社にて承ります。
365日24時間10カ国語での対応^{※2}が可能だからこそ外国人の支援には
自信があります。

^{※1} 特定技能外国人雇用時は、受入機関に対し、外国人支援実施と支援実施報告書の提出義務が発生します
^{※2} 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・モンゴル語・スペイン語・ポルトガル語・ミャンマー語・ヒンディー語
(一部の外国語においては夜間 早朝時間帯など対応できない場合があります)

義務化された採用後の特定技能支援は **STAYWORKER**に全てお任せください!

特定技能外国人雇用時は、受入企業に対し外国人支援が義務化されています。
その支援実施と報告業務を当社に委託することにより、受入企業の義務事項から除外されます。

特定技能外国人支援実施内容[義務的支援]

多言語 事前ガイダンスの実施



- ▶ 特定技能雇用契約の内容
- ▶ 外国人が日本で行うことが出来る活動内容
- ▶ 上陸及び在留の為の条件
- ▶ その他在留するに当たって留意すべき事項

出入国する際の送迎



- ▶ 外国人が出入国しようとする港又は空港において外国人の送迎

適切な住居の確保に係る支援、生活に必要な契約に係る支援



- ▶ 賃貸契約に基づく責務についての保証人となること
- ▶ 適切な住居の確保に係る支援
- ▶ 金融機関における預金口座又は貯金口座の開設支援
- ▶ 携帯電話の利用に関する契約支援
- ▶ その他の生活に必要な契約に係る支援[※]

[※] インターネットの取次、電気、ガス、水道の開通代行、家具家電の手配、布団セットの手配など

多言語 生活オリエンテーションの実施



- ▶ 生活一般に関する情報提供
- ▶ 国又は地方公共団体の機関に対する届出その他手続きに関する情報提供及び必要に応じて同行
- ▶ 相談又は苦情の連絡先及びこれらの相談
- ▶ 外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する情報提供
- ▶ 防災及び防犯に関する知識並びに急病その他緊急時における対応に必要な情報提供
- ▶ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法、その他外国人の法的保護に必要な情報提供

日本語学習の機会の提供



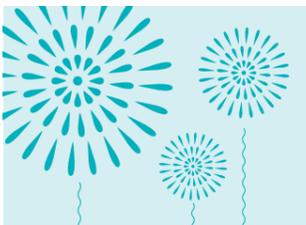
- ▶ 日本での生活に必要な日本語を学習する機会の提供

多言語 相談又は苦情への対応



- ▶ 職業生活、日常生活又は社会生活に関する相談又は苦情の申出を受けた際の遅滞なき対応

日本人との交流促進に係る支援



- ▶ 花火大会やゴミ拾い会など地域と密着したイベントを定期的開催し日本文化や日本人との交流の場を提供

外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援



- ▶ 本人の責任ではない理由で特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援

多言語 定期的な面談の実施



- ▶ 労働状況や生活状況を確認するため定期的な面談の実施
- ▶ 問題の発生を知った際は、その旨を関係行政機関へ報告することが義務づけられています



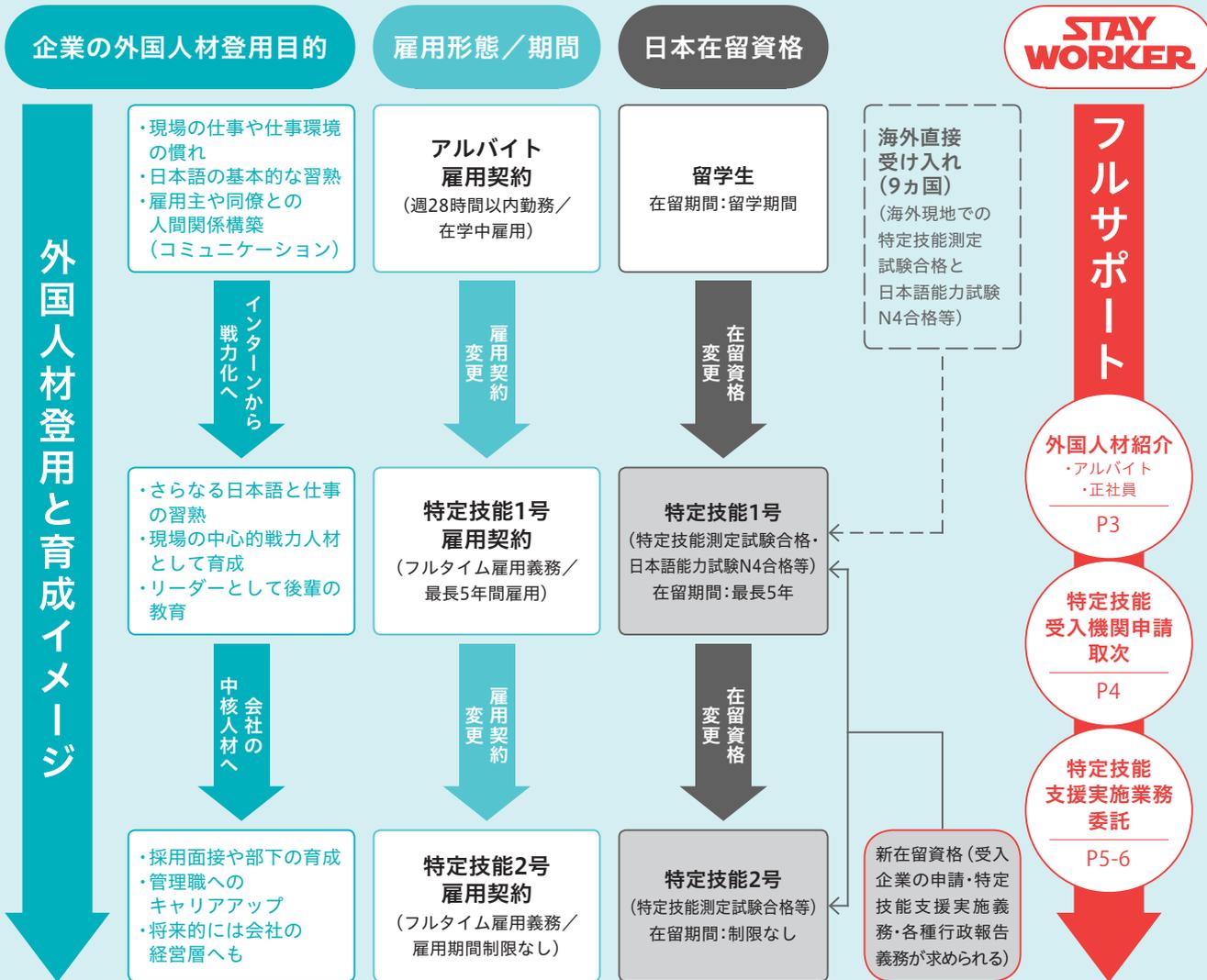
多言語 当該外国人が理解できる言語による実施及び対応義務

PROPOSAL

積極的な外国人材登用により企業成長を図る

日本人のアルバイトや、正社員の雇用及びその補充が、今後困難になる昨今、
人材の確保と育成は企業成長の重要な課題となります。

外国人材を積極登用し、企業成長に欠かせないコア人材としての育成が求められます。



人材紹介: 13-ユ-309611
人材派遣: 派13-310950
登録支援機関: 19登-000555

STAYWORKER お問い合わせ窓口

株式会社 Next Innovation

営業時間 9:30~18:30 (土日祝日除く)
TEL 03-6635-8785
Email stay-worker@nexti.jp
URL https://nexti.jp

STAYWORKER サービスページ

無料アカウント登録は「Stay Worker」の
サービスページよりアクセスが可能です。
<https://www.stay-worker.com/business/>

